

## 第 1 1 章 自然保護

## 第1節 自然保護

### 1 保護地区の概要

#### (1) 森林資源等

本市の林野面積は29,784haで、このうち公私有林が26,606haで89.5%、国有林が3,178haで10.5%を占めています。これらで市域の54.4%を占めています（表11-1）。

表11-1 所有形態別林野面積（単位：ha）

区分	公私有林	国有林	林野面積
面積	26,606	3,178	29,784
(%)	(89.5%)	(10.5%)	(100.0%)

#### (2) 鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例

鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例に基づき指定された保護地区、保存樹及び保存樹林の保護に影響を及ぼす等の一定の行為を行う時に、市長の許可又は届出が必要となっており、この条例に基づき、良好な自然環境を有する山林等で、その自然環境を維持するために保護を必要とする地区を自然保護地区、また市民に親しまれ、又は由緒・由来のある樹木・樹林で、その自然環境を維持するため保護を必要とするものを保存樹・保存樹林に指定しています。

##### ア 自然環境保護地区

玉里町及び下伊敷2丁目の2ヶ所を自然環境保護地区として指定し、良好な自然環境の保全に努めています（資-自-2）。

##### イ 保存樹・保存樹林等

保存樹林は、昭和49年以降現在までに神社境内あるいは公園などの樹林を12箇所、面積として54,374㎡を指定しています（資-自-3）。

保存樹は、昭和49年以降現在まで樹齢およそ100年から600年のクスノキ、クロガネモチ、センダンなど21種類42本を指定しています（資-自-4）。

#### (3) 自然遊歩道

山歩きなどを通じて自然に親しみ、自然を愛し育て、あわせて心身の健康の場として利用していただくために、市内に9コースの自然遊歩道を設置しています（表11-2）。

これらのコースのうち、烏帽子岳コースや三重岳コースは、歩こう会等のイベントや学校の遠足、各種の観察会や日常の散歩等によく利用されています。

表 11-2 自然遊歩道の設置状況

番号	自然遊歩道名	指定日	所在地	コース全長 (km)
1	寺山自然遊歩道	昭和 48. 12. 16	吉野町	約 2.5
2	牟礼岡自然遊歩道	平成 18. 4. 22	宮之浦町 吉野町	約 2.6
3	三重岳自然遊歩道 (皆与志コース)	昭和 47. 4. 29	皆与志町 東俣町 本名町	山頂まで約 4.0
4	三重岳自然遊歩道 (南方コース)	平成 21. 5. 30	川田町 東俣町 本名町	山頂まで約 4.5
5	城山自然遊歩道	昭和 47. 12. 16	城山町	約 2.0
6	慈眼寺自然遊歩道	昭和 47. 5. 28	下福元町	約 3.0
7	錫山自然遊歩道	昭和 51. 3. 28	下福元町	約 15.0
8	烏帽子岳自然遊歩道 (登山コース)	昭和 47. 10. 10	平川町	山頂まで約 4.5
9	烏帽子岳自然遊歩道 (動物園コース)	昭和 49. 11. 24	平川町	山頂まで約 8.4

(4) 野鳥の森

野鳥類の生息する環境を保持し、野鳥等を愛護する意識の高揚を図るため野鳥の森を設置しています。

指 定 日：昭和 48 年 11 月 28 日

設置場所：長田町 181 番 52 (城山団地隣接地)

面 積：2,199 m<sup>2</sup>

植栽樹木：クロガネモチ等 132 本

(5) ウミガメの保護

近年では、本市喜入地域の海岸ではウミガメの産卵・ふ化が確認されています。昭和 62 年と 63 年にアカウミガメが磯海水浴場に上陸したことを契機に、関係課によるウミガメ連絡協議会を設置し、保護意識の普及啓発に努めています（表 11-3）。

表 11-3 本市のウミガメ産卵等状況

年 度	産卵頭数	産卵個数	ふ化数
平成 25 年度	13 頭	1,500 個	495 個
平成 24 年度	14 頭	1,794 個	795 個
平成 23 年度	産卵確認できず		
平成 22 年度	10 頭	1,162 個	300 個

2 関係法令

(1) 自然公園法

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、昭和 32 年より施行されています。

自然公園には、我が国の風景を代表し、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景地として指定された国立公園と、国立公園の風景に準ずる優れた自然の風景地として指定された国定公園、さらに都道府県の優れた自然の風景地として指定された都道府県立自然公園があります。本市の桜島地区と吉野地区は、霧島錦江湾国立公園の指定区域の一部です。

自然公園ごとに策定されている公園計画では、指定区域を景観の優秀性や自然状態を保持する必要性の度合又は利用上の重要性により特別地域、海域公園区域及び普通地域に区分し、それぞれに応じて行為の規制がなされています（表 11-5）。

規制についての、所管は国や県が行いますが、市では申請書等の受理及び県への送付事務を行っています。

平成 25 年度の本市の国立公園区域内における許可等の状況は表 11-6 のとおりです。

表 11-5 霧島錦江湾国立公園面積（鹿児島市域分）

（単位：ha）

特 別 地 域	特別保護地域	2,158.0	(小計)	(合計)
	第1種特別地域	749.0		
	第2種特別地域	1,842.0	7,130.7	
	第3種特別地域	2,238.0		
	海域公園地区	143.7		
普 通 地 域			295.0	

表 11-6 自然公園法に基づく許可又は届出に係る状況 (25 年度) (単位：件)

許 可					届 出		協議等	合計
工作物の新築	広告物の設置	土地の形状変更	土石採取	木材の伐採	土地の形状変更	土石の採取		
9	1	2	2	5	1	1	1	22

(備考) その他は国立事業の執行の確認事項

### 3 鳥獣保護事務

平成 5 年度から「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣（愛がん目的）の捕獲許可・飼養登録等に係る県からの委任事務を行っています。

なお、平成 24 年度以降は、鹿児島県鳥獣保護計画の変更に伴い、メジロを含めたすべての鳥獣において、家庭等での愛がん目的での捕獲はできなくなりました。

#### (2) 鳥獣飼養登録票の交付数

(平成 25 年度)

更新件数：71 件

#### (3) 鳥獣飼養状況 (平成 25 年度)

区 分	飼養件数	内 訳	
鳥 類	69	メジロ	47
		ホオジロ	21
		ルリカケス	1
獣 類	2	サル (動物園)	2
合 計	71		